

平成30年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

～試験研究機関について～

徳島県包括外部監査人

野々木 靖 人

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

試験研究機関について

(2) 監査対象機関

徳島県立保健製薬環境センター

徳島県立工業技術センター

徳島県立農林水産総合技術支援センター

(3) 監査の対象とした期間

平成29年度。ただし、必要な範囲で過年度及び平成30年度も対象とする。

3 監査を実施した期間

平成30年7月25日から平成31年3月27日まで

4 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 野々木 靖 人

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 綾 野 隆 文

公認会計士 工 藤 誠 介

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

徳島県は、保健製薬環境センター、工業技術センター及び農林水産総合技術支援センターの3つの試験研究機関を設置している。各センターは、それぞれの担当分野において、試験、研究、技術開発等を行い、そのことを通じて産業振興や衛生環境の確保を図り、もって県民生活の向上を目指してきた。

農林水産総合技術支援センターでは、地鶏の「阿波尾鶏」が開発され、全国一の生産量を誇る地鶏ブランドに成長するなど成果も出ている。

一方で、試験研究機関の行う研究は、極めて専門的なものが多い。研究は、その特性上、短期間のうちに結果が出るようなものばかりではなく、中長期的に結果の有効性を判断するほかないものも多い。それぞれの研究がどのような形で成果を出し、県民生活の向上につながっているかを特定の時点において的確に評価するのが難しい側面はやはりある。

とはいえ、近年の厳しい財政状況下においては、試験研究機関の運営が、有効かつ効率的に行われなければならないことはいうまでもない。試験研究機関の研究には、高価な機器が利用されることも多く、また、様々な物品が使われることも考えると、なおさらそうである。

そこで、試験研究機関の行う事業の運営を的確に評価し、今後の運営を有効かつ効率的に行うためには、どのようにすればよいかを検討すべく、外部監査を実施することとした。

7 監査の着眼点

- (1) 試験研究の内容は県民や産業界のニーズに合致したものになっているか。
- (2) 試験研究の進捗及びプロセスの管理は適切に行われているか。
- (3) 試験研究は費用対効果を意識して実施されているか。
- (4) 試験研究の業績評価は事前と事後ともに適切に行われているか。
- (5) 財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか。
- (6) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。

第2 監査の結果及び意見の概要

試験研究機関の運営について、試験研究、契約事務の状況、物品管理及び公有財産管理にわけて、外部監査を実施した。

全般的にみると、三つのセンターにおける事業運営は、おおむね適正に行われていることが理解できた。

ただし、以下のとおり一部に問題が見られた。

1 試験研究について

(1) 試験研究課題の評価の仕組みについて

いずれのセンターにおいても、定められた仕組みに従って適切に試験研究課題の決定と評価が行われていた。その中で、農林水産総合技術支援センターにおいては、全ての試験研究課題について評価を実施することとしており、評価対象となる試験研究課題が145件にのぼっている。そこで、評価の対象とする「試験研究課題」の範囲を、限定する方向で再検討し、個々の研究内容に応じた最適な評価方法となるようにすべきである。

また、外部評価については、実施要領で定められた「課題別」の評価がなされていない。加えて、外部評価委員会の体制から考えて、実質的な評価が十分に行われているとは言えない。

(2) 研究の中期計画について

農林水産総合技術支援センターにおいては、「研究開発実行計画」として、平成24年度から平成28年度までの5年間の中期計画が策定されていた。

しかし、平成28年度までの5年間が経過した時点で、設定した目標が達成できたか否かという観点での総括はなされていない。

達成度合いの総括をした上で、県民に広報すべきである。

なお、保健製薬環境センター及び工業技術センターにおいては、中期計画は策定されていない。

(3) 人材確保・育成について

試験研究を効率的に推進し、優れた研究成果を生み出すためには、創造的人材を確保し、育成することが必要である。そこで、博士号を取得したりする研究員に対して県として支援できる適切な方策を検討していただきたい。

また、専門的な人材を確保するために、必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な課題に対応できる人材の確保に努めるべきである。

(4) コストについて

試験研究課題ごとの費用対効果を検討しようとするれば、研究員がその試験研究課題にどの程度の時間を必要としたのか把握することが不可欠である。できる限り試験研究課題ごとの時間の把握に努めるべきである。

また、試験研究機関においては、純粋な研究のほかに、その研究の前提となる現場作業や補助作業も多数存在する。適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる環境を作っていただきたい。

(5) 追跡評価について

個々の試験研究課題については、研究が終了してから一定期間が経過した時点において、それぞれの成果を見ることによって、当該研究の実質的な評価が十分になされたと言える。また、その後の試験研究課題の選択についての有益な情報が得られるはずである。

そこで、追跡評価の仕組みを評価実施要綱等で定め、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価することを検討していただきたい。

(6) 広報について

試験研究課題について、各センターとも、その成果の広報を試みている。

しかし、内容の点、県民に対する分かりやすさの点で、必ずしも十分とは言えない。主要な研究の成果については、県民に成果を理解してもらえらるような、分かりやすい広報を工夫すべきである。

2 契約事務について

(1) 変更契約の誤り

まず手続面に関する問題点としては、本来許されない変更契約が締結されていた事例があった。

これは、液体窒素購入契約において契約単価の入札を行った際に、業者が入札書への記載を2桁誤って、極端な低額で落札された事例である。契約期間11か月間のうち、最初の1か月は落札価格で購入したものの、2か月目以降につき落札価格の100倍の価格とする変更契約を締結したものである。

契約の変更は、民法上、契約当事者間の合意によって自由になしえるのが原則であるが、地方公共団体が締結する変更契約は、公の利益を擁護する目的から、当初の契約に比べて不利な結果とならないよう制約を受けるものである。

県においては、会計事務を行う職員向けに「会計事務の手引き」を作成しており、契約金額の増額変更について、「原則として許されない」とした上で、例外的に許される場合を列挙している。

今回監査対象とした液体窒素購入契約においては、例外的に許される場合に該当しないにもかかわらず、変更契約を締結していた。

今後は、地方公共団体が行う入札、契約の基本に立ち返り、再発防止に努めるべきである。

(2) 予定価格の設定

次に、内容面の問題点の一つ目として、予定価格の設定の際の検討が十分でないものがあつた。

予定価格は、契約金額の妥当性を担保するための重要な基準である。たとえ入札により業者間の競争原理が働くとしても、入札者数が少ない等の事情で入札者間の実質的な競争が十分に働かないケースは想定され、そのような場合には県が不当に高額な支出をすることがないようにするために、予定価格の設定が極めて重要である。また、予定価格を十分に吟味することは、適正かつ効率的な予算執行を推進する観点からも重要である。つまり、本来実施することが望ましかったのに予算の枠が足りないために、実施できない事業が発生しないように、予定価格を不必要に高く見積もらないようにすべきである。

(3) 競争性の確保

3番目に、内容面の問題点の二つ目として、より一層の競争性確保が求められるものがあつた。

これは、1号随意契約の場合に徴収した見積りの数が少ない事例、一般競争入札の場合に入札者数が少ない事例である。

1号随意契約の場合であれば、資格者名簿登載者が多数あつて、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、基準の数にとらわれず、十分な数の見積りが実際に徴収できるように見積りを依頼するようにすべきである。

また、一般競争入札の場合であれば、入札者数が増加するように、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。

3 物品管理について

徳島県は、物品管理についてのルールを、会計規則等において定めている。10万円以上の物品については、物品出納簿を作成し、そこに記載することにより管理するルールを定めている。

物品出納簿の記載と現物の齟齬が発生しないようにするため、定期的に棚卸しを行い、現物と突合するという作業を行うことが極めて有用である。

このような点についてのルールはいずれのセンターにおいても設定されていないので、定期的な棚卸しや現物との突合について、ルールを設定した上で、是非とも行っていただきたい。なお、少しでも作業を省力化し、かつ、正確に作業ができるようにするためにも、物品出納簿には、管理番号を付してそれぞれの物品を管理することを検討していただきたい。

また、物品の購入・管理作業が煩雑になっていることを解消し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにするべきであり、物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発することを検討していただきたい。さらに、公有財産等管理システム及び財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムの構築まで是非とも検討していただきたい。

4 毒物劇物等の管理について

各センターともに、毒物劇物等の管理に関する要領が作成されていた。しかし、毒物劇物等受払簿に残量の記載がなく、マニュアルどおりの管理ができていなかった例が見られた。毒物劇物等の性質上、その管理は厳重になされなければならない、在庫管理は、可能な限り計量器を用いた正確な数値（試薬容器を含む総重量）で行っていただきたい。

5 公有財産について

農林水産総合技術支援センターにおいて、旧箭試験地、旧三好分場、旧今山ほ場、旧鴨島分場など遊休地となったままのものが散見される。今後使用する見込みがないこれらの不動産についてはその管理のための作業も、多数の人員、多額のコストが生じ、さらに、地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処理方法を検討すべきである。

第3 指摘・意見の一覧

I 試験研究について

※概要版では、指摘・意見別に通し番号を付けている。

1 工業技術センター
(意見1) 取り扱う分野、取り扱う技術のレベルについて、県内の中小企業のニーズを把握し、それに適合したものになるよう、これまでと同様に注力すべきである。 また、徳島の誇るLEDについては、引き続き「産学官連携」を推進し、製品開発や共同研究、人材育成を通じ、本県の光関連産業の振興に貢献していただきたい。
(意見2) 評価の対象となる研究の内容や結果等については、できる限り、より詳しい情報をホームページ上に掲載し、県民に向けた公表を行うべきである。
2 農林水産総合技術支援センター
(意見3) 評価の対象とする「試験研究課題」の範囲を、限定する方向で再検討し、個々の研究内容に応じた最適な評価方法となるようにすべきである。
(指摘1) 外部評価について、「課題別評価」はできておらず、農林・畜産・水産のいずれの分野においても、専門的知見を有する外部評価委員が限られており、実質的な評価が十分に行える体制になっていない。
(意見4) 平成24年度から平成28年度までの5年間の中期計画について、達成度合いの総括をした上で、県民に広報すべきである。
3 試験研究機関共通
(意見5) 研究員の資質向上につながる取組に対し、支援できる適切な方策を検討していただきたい。
(意見6) 特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。
(意見7) 研究コストを把握するためには、研究員が試験研究課題に費やしている時間を、試験研究課題ごとに把握できるようにすることが望ましい。

<p>(意見 8)</p> <p>研究員が現場作業と研究そのものにどのように時間を費やしているのか、その実態を踏まえて、適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる環境を作っていたいただきたい。</p>
<p>(意見 9)</p> <p>追跡評価の仕組みを評価実施要綱等で定め、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価することを検討していただきたい。</p>
<p>(意見 10)</p> <p>主要な研究の成果については、県民に成果を理解してもらえそうな、分かりやすい広報を工夫すべきである。その際は、適時に広報することを心掛けていただきたい。</p> <p>また、知的財産について、取得状況はホームページで確認することができるが、これがどの程度商品化に結びついているかについても、できる限り併せてホームページに掲載することが望まれる。</p>

II 契約事務の状況について

1 保健製薬環境センター
(1) 万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託
<p>(意見 11)</p> <p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、競争入札を行うか、相見積りを取った上で、1号随意契約を行うことを検討すべきである。</p>
<p>(意見 12)</p> <p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、長期継続契約の導入を検討すべきである。</p>
(2) 微小粒子状物質（PM2.5）炭素成分分析業務
<p>(意見 13)</p> <p>予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。</p>
(3) 風向風速計4式の賃貸借
<p>(意見 14)</p> <p>予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。</p>
2 工業技術センター
(1) 庁舎警備業務
<p>(意見 15)</p>

<p>工業技術センター庁舎警備業務について、6号随意契約が許される場合であることの確認がなされていなかった。</p>
<p>(意見 16)</p> <p>工業技術センター庁舎警備業務について、長期継続契約を前提とした競争入札の可否を検討すべきである。</p>
<p>(2) 電波暗室保守点検業務</p>
<p>(意見 17)</p> <p>業務委託先からの報告書である「校正証明書」については、日本語で記載したものを提出させるべきである。</p>
<p>3 農林水産総合技術支援センター経営研究課</p>
<p>(1) ニホンジカの林業被害対策実証業務委託</p>
<p>(意見 18)</p> <p>当初の予定どおり進まずに新たに見積書提出期限を設定しなおす必要が生じた場合には、実際の経過が事後的に検証できるような適切な方法で記録しなければならない。</p>
<p>(意見 19)</p> <p>見積書提出期限について、口頭で伝えるだけではなく、必ず見積依頼書に記載するようにすべきである。</p>
<p>(2) 産業廃棄物等処理委託業務</p>
<p>(意見 20)</p> <p>本件のように資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、基準の数にとらわれず、十分な数の見積りが実際に徴収できて競争が確保されたといえるために、少なくとも実際に選定基準の数の見積書が確保できるように、見積りを依頼するようにすべきである。</p> <p>なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。</p>
<p>(意見 21)</p> <p>新規参入の機会が確保され、実質的な競争も確保されるように、過去の実績のみにとらわれずに見積徴収先を選定するようにすべきである。</p> <p>なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。</p>
<p>(意見 22)</p> <p>委託先業者からの請求書について、契約内容が守られているかどうか十分に確認し、契約内容に沿った支払処理を行わなければならない。</p>

	<p>(3) 白灯油の購入契約</p> <p>(意見 23)</p> <p>入札者数が増加するように、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。なお、他の契約でも、入札者数が少ないという同様の問題が散見される。</p>
4	<p>農林水産総合技術支援センター畜産研究課</p> <p>(1) 液体窒素の購入契約</p> <p>(指摘 2)</p> <p>契約金額を増額させる本件変更契約を締結することは、許されるものではなかった。</p>
5	<p>農林水産総合技術支援センター水産研究課</p> <p>(1) 漁業調査船「とくしま」用燃料購入</p> <p>(意見 24)</p> <p>単価契約において、当初の購入伺で決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超える場合には、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるべきである。</p>

III 物品管理の状況について

1	<p>全庁（はじめに）</p> <p>(意見 25)</p> <p>平成18年度改正により、10万円未満の備品類について物品出納簿への記載が省略されたが、ではどのように管理すればいいのかについて曖昧になっているように思われる。</p> <p>Q&Aで示されているように、「手書きの台帳を使用する」のであれば物品出納簿への記載を省略したという意図が明白ではなく、また「購入履歴、保管転換等の帳票類を活用し」とあるが、具体的な活用方法が会計規則・会計事務取扱規程・会計事務の手引き等どこにも示されていない。これでは物品管理権者がその管理方法について困惑することは必至であり、結果的にその管理方法が物品管理権者ごとに相違することになるであろう。統一した、より具体的な管理方法を示すべきである。</p> <p>(意見 26)</p> <p>平成18年度の改正により「備品購入費」で購入する物品の中に、10万円を境に物品出納簿に記載されるものとされないものが混在することになった。</p> <p>平成18年度改正がなぜ行われたのかについては、その時の経済状況、他府県の状況等様々な事情が考えられるが、今後は当該事情を考慮しつつ、「備品購入費」として処理する金額と物品出納簿への記載する金額を一致させ、明確な処理規定を</p>
---	---

設けるべきである。予算編成への影響ももちろん考えられるが、可能な限り検討していただきたい。

(指摘 3)

会計規則によれば、原則として「物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならない。」とし、また会計事務の手引きによれば「物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記入し、備考欄には、製造者名、型番等を記載し」となっている。

しかし、このままでは物品出納簿による管理は不十分と言わざるを得ない。つまり、物品出納簿に管理番号を記入し、その管理番号を当該物品の標示票に記載することにより、物品出納簿と現物との突合が可能となるのであり、製造者名、型番等だけでは現物の確認はほぼ不可能である。

今後は、物品出納簿に管理番号を記載するとともに、物品標示票にも管理番号を記載するように会計規則を変更すべきである。

(意見 27)

物品の異動状況について、貸付け・売却（棄却）・保管転換については物品受入（払出）通知書、売却（棄却）申請書等、保管転換物品送付書等の書類により把握することができ、またその結果が物品異動状況報告書となって会計管理者に報告されるため問題はない。

問題となるのは、物品が亡失した場合である。亡失した物品を見つけ出すためには、物品出納簿と現物を確認する以外に方法はない。もちろん、偶然に亡失していることに気づく場合もあるが、体系的に検出するためには、定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が必要である。

会計規則では、「出納員又は物品出納員は、その保管する備品類及び動物については、物品出納簿と照合の上」となっているため、定期的な突合作業が必要となるのではないだろうか。毎年、物品出納簿に記載された物品について全て突合作業をすることには、その事務の煩雑さを考えると適当ではないが、ある一定の期間（例えば3年～5年周期）に全ての当該物品について突合作業をすべきである。

(意見 28)

上記のとおり、会計事務の手引きでは、売却（棄却）する場合の判断基準は明らかにされているが、その対象となる物品の検出方法が定まっていない。

この場合にも、有効な手続として定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が考えられる。現物を確認することにより、その使用頻度が判明し、売却（棄却）の判断材料になるであろう。その意味でも、定期的な棚卸しは物品管理には重要な

手続だと言える。検討していただきたい。

(意見 29)

総務省の要請に基づき、「統一的な基準」による財務書類等の作成・公表が平成28年度から実施されることとなった。この財務書類等とは、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書のことである。

このうち、貸借対照表は【資産の部】【負債の部】【純資産の部】に分かれており、【資産の部】はさらに固定資産と流動資産に分かれている。

この作成の目的は、財務書類等を「統一的な基準」で作成することにより、他府県との比較が可能となり、ひいては地方自治体の財政状態等の把握・検討・改善に帰することにある。

重要物品はこの固定資産に分類され、減価償却後の金額が貸借対照表の【資産の部】(有形固定資産の中の物品)に計上されることになる。したがって、重要物品の管理状況に不備があり、欠落するようなことになれば財務諸表全体の適正性に問題が生じることになる。

このように重要物品については、他の物品と比較するとその重要性は高く、その管理方法にも十分注意する必要がある。他県では、重要物品管理簿を作成し、所属コード・物品番号・品名・形状・取得金額・取得日・相手先等を記載することによって、その管理を行っているところもある。

今後は、他県の例も参考にしながら適切な管理運営に努めていただきたい。

2 保健製薬環境センター

(1) 物品について(重要物品を含む。)

(指摘 4)

物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。

(指摘 5)

定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年～5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。

(意見 30)

10万円未満の物品について作成されている物品リストについては、管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する(形状、用途等により困難であるものを除く。)ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。

<p>(意見 31)</p> <p>重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を作成し、それを所内で共有することにより、使用状況の所内全体としての把握に努めていただきたい。その上で、保管転換・売却・棄却の判断を行うための委員会等を設けることも重要である。なお、管理簿には品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。</p>
<p>(意見 32)</p> <p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。</p>
<p>(意見 33)</p> <p>同一の物品が複数ある場合でも、物品出納簿にはそれぞれ個別に記載するのが望ましい。</p>
<p>(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について</p>
<p>(意見 34)</p> <p>毒物受払簿の現在高については、可能な限り試薬容器を含む総重量を記載し、定期的に現物との突合を行うことにより、盗難・紛失のリスク管理に努めていただきたい。</p>
<p>(意見 35)</p> <p>管理者が使用した場合には、当該管理者以外の者が確認することが望ましい。内部牽制のためにも、今後は注意していただきたい。</p>
<p>3 工業技術センター</p>
<p>(1) 物品について（重要物品を含む。）</p>
<p>(意見 36)</p> <p>多数にのぼる物品の現物確認を組織的に効率よく実施するためには、物品出納簿に記載された I D を、全ての物品（形状、用途等により貼付が困難な物品を除く。）に貼付するとともに、品目別、あるいはフロア一別に定期的（例えば 3 年～5 年周期）な突合作業を実施すべきである。</p>
<p>(意見 37)</p> <p>物品出納簿に記載を省略した物品について、担当者レベルでの任意の使用簿は作成されていたが、I D が付与されていなかった。今後は I D を付与するとともに</p>

<p>に、IDを各物品に貼付する（形状、用途等により貼付が困難な物品を除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。</p>
<p>（意見 38） 使用簿のない重要物品については、有料開放の試験研究機器も含めた全体の使用簿を兼ねた管理簿を作成し、所内定例会議での参考資料にすれば、より一層の情報共有、意見交換ができるのではないだろうか。なお、管理簿には、品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。</p>
<p>（意見 39） 物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有し、保管転換による有効活用方策を検討すべきである。</p>
<p>(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について</p>
<p>（意見 40） 工業技術センターでは、薬品管理システムにより、その管理は適正に行われているが、当該システムへの入力データの原始記録の記載には十分注意する必要がある。原始記録の記載について、現状の鉛筆書きでは書き換えのおそれがあり管理上好ましくないため、ボールペン等の書き換えのできないもので記載すべきである。</p>
<p>（意見 41） 毒物の現在高については、在庫量から使用量を差し引くことにより算定しているが、今後は可能な限り試薬容器を含む総重量で記録することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。</p>
<p>4 農林水産総合技術支援センター経営研究課</p>
<p>(1) 物品について（重要物品を含む。）</p>
<p>（指摘 6） 平成25年の統合以降、毎月開催している課長会議で、物品の整理整頓に努めるよう取り組んでいるとのことであるが、現在のところ物品出納簿が整理されているとは認めがたい。特に統合以前の物品については、その存在が確認できないものがある。早急に物品出納簿の整備をする必要がある。</p>
<p>（指摘 7） 重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存</p>

存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されているとは言い難い。

今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。

(指摘 8)

定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。

(指摘 9)

寄附を受けた物品で物品出納簿に記載のないものについては、速やかに寄附手続を行い、物品出納簿への記載を行うべきである。

(意見 42)

物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。

(意見 43)

重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。

現在、農林水産総合技術支援センターでは研究記録に記載されたデータや試験結果を基に、重要物品の使用状況を把握しているが、管理簿を作成し、それを保管することにより、より適切かつタイムリーな情報が得られることになる。

(意見 44)

物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。

(意見 45)

物品異動状況報告書には、品名及び品質規格を正確に記載し、物品出納簿との突合作業をスムーズに行うことが望ましい。

(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について

(指摘 10)

受払簿について、管理総括者及び管理責任者の押印は、月締めというルールはあるが、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。

(指摘 11)

使用後の毒劇物については、直ちに返却し管理しなければならない。

(意見 46)

毒物受払簿の現在高については、容器の本数ではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。

5 農林水産総合技術支援センター畜産研究課

(1) 物品について（重要物品を含む。）

(指摘 12)

現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。特に、旧の備品台帳の記載内容について、現物との突合作業を実施する必要がある。

(指摘 13)

重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されているとは言い難い。

今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。

(指摘 14)

定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。

(指摘 15)

物品異動状況報告書への記載漏れを避けるために、そのチェック体制を強化し、作成した物品異動状況報告書と物品出納簿との確認作業を徹底すべきである。

(意見 47)

重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。

(意見 48)

物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。

(意見 49)

物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。

(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について

(指摘 16)

一部の保管庫で転倒防止対策のできていないものがあつたことから、地震が発生した場合に備え、全ての保管庫に転倒防止を施すなど、リスク管理に努めなければならない。

(指摘 17)

受払簿（毒劇物取扱管理表）について、押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。

(意見 50)

受払簿（毒劇物取扱管理表）の現在高については、ml又は本数で記載するのではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。

	<p>(意見 51)</p> <p>毒劇物等の収納場所は、受払簿（毒劇物取扱管理表）で正確に管理するとともに、定期的な実査を行い、収納状況を適切に確認しなければならない。</p>
6	農林水産総合技術支援センター水産研究課
	(1) 物品について（重要物品を含む。）
	<p>(指摘 18)</p> <p>現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。</p>
	<p>(指摘 19)</p> <p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。</p>
	<p>(指摘 20)</p> <p>物品異動状況報告書と重要物品異動報告書との重複を避けるために、そのチェック体制を強化するとともに、重要物品異動報告書への記載漏れがないよう厳重な注意を払うべきである。</p>
	<p>(意見 52)</p> <p>重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。</p>
	<p>(意見 53)</p> <p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。</p>
	<p>(意見 54)</p> <p>物品出納簿に記載を省略した物品について、購入時の一覧表に管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるよう</p>

に努めていただきたい。

(2) 毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）について

(指摘 21)

取扱要領第 5 条第 3 項に、「取扱者は、毒劇物等の購入、使用及び廃棄に際しては、残量がわかるよう受払簿等により管理しなければならない。」と規定されていることから、毒劇物等の受払簿は適正に作成しなければならない。鳴門庁舎の受払簿には現在のところ残量の記載がなく、適正な受払簿が作成されているとは言えない。鳴門庁舎は早急に適正な受払簿を作成し毒劇物の管理に努めなければならない。

(指摘 22)

取扱要領第 5 条第 2 項に、「保管庫の鍵は、管理責任者が管理する。」と規定されていることから、鳴門庁舎は今後保管庫の鍵の管理を適正に行う必要がある。薬品庫の鍵は、管理責任者が責任を持って管理しなければならない。

(指摘 23)

鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿に押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。

(意見 55)

鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿の現在高については、可能な限り計量器を用いた正確な数値（試薬容器を含む総重量）を記載することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。

(意見 56)

美波庁舎において、劇物の保管は、施錠できる薬品庫内に置くとともに専用の保管庫に収納するように努められたい。

7 全庁（終わりに）

(1) 物品出納簿について

(意見 57)

物品出納簿の「現在高」には、品名ごとに記載するのではなく物品ごとに記載すべきであり、また異動した場合には当初取得した物品の行に「払高」として記載し、当該物品の「現在高」を「受高」から差し引く形で記載しなければならない。その場合、異動年月日の記載が必要であるとともに、備考欄にはその異動状況を記載しなければならないことは言うまでもない。

この物品出納簿の記載方法の変更は全庁的に実施しなければならず、予算面も考慮しなければならない問題ではあるが、是非とも検討していただきたい。

(2) 使用不能・1年以上使用していない物品について

(意見 58)

当該物品については、その情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めていただきたい。

また、全庁内でも不用となった物品については、ホームページに登載し、一般競争入札をした場合、広く県民にもその情報が伝達されることになり、売却等の処理方法も可能となってくるのではないだろうか。使用不能となった物品でも、その部品を売却することができるという可能性を検討していただきたい。

(3) 物品の購入・管理作業の煩雑性

(意見 59)

物品の調達、管理及び処分の事務を省力化、効率化し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにするべきである。物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発する必要があるのではないか。

更にいえば、公有財産等管理システム、財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムを目指すべきである。

IV 公有財産管理（普通財産（土地））の状況について

1 農林水産総合技術支援センター

(意見 60)

旧筍試験地、旧三好分場及び旧今山ほ場については今後の方針を早急に検討すべきではないだろうか。

管理のための作業にも、多数の人員、多額のコストが生じ、更に地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処分方法を検討すべきである。

確かにこれらの土地は、その所在地等の面から、今まではその用途が限られ処理方法にも苦慮していたのも事実である。しかし、IT革命によるビジネススタイルの変化により、土地の利用方法が多様化し、サテライトオフィスの誘致等もその検討材料となっている。

今後は、このような環境変化も考慮し、地域の産業振興を含めた土地の有効活用を検討するとともに、単に土地を売却するのではなく、建物の取壊し費用、土地造成費用等を県が負担する等の方法により、より多くの利用者の確保に努めていただきたい。

(意見 61)

幹事会、推進会議から旧鴨島分場は4年経過、旧鴨島分場（南ほ場）にいたっては10年経過しており、未だに売却先が決まっていないということは、売却条件等について再検討する時期に来ているのではないだろうか。ここでもう一度、なぜ売却ができないのか（価格の問題なのか、立地条件の問題なのか）を再検討するとともに、売却以外の処理方法についても、リフレッシュ会議で意見・提言を聴取する等により、外部の専門家の意見を参考にすることも重要である。

(1) 徳島大学との契約について

(指摘 24)

徳島大学の貸与物件に対する使用状況については、現地確認をし、監督しているということであるが、契約書に記載されている以上、徳島大学からの報告は必須であり契約解除の要件にも該当する（契約書第16条第1項第1号）ため、今後は必ず徳島大学からの報告を書面で求めなければならない。

(2) V社及びW社との契約について

(意見 62)

違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。

現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。